

北海道建設部ダム管理用発電事業

事業者選定基準

令和7年3月28日

北海道 建設部

目 次

第1 審査の概要	1
1. 事業者選定基準の位置づけ	1
2. 審査方法の概要	1
3. 審査委員会の設置	1
4. 審査の流れ	1
5. 優先交渉権者の選定	1
6. 事業者の決定	1
第2 審査の内容	2
1. 参加資格の確認	2
2. 提案審査	2

別表 評価基準

第1 審査の概要

1. 事業者選定基準の位置づけ

この事業者選定基準は、北海道（以下「道」という。）が、北海道建設部ダム管理用発電事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するにあたり公表するもので募集要項と一体のものである。

なお、この事業者選定基準は、事業者の応募資格及び提案内容の審査を実施し、その中から最も優れた提案を行った事業者を選定するための手順、方法、評価基準を示すものである。

2. 審査方法の概要

本事業では、水力発電設備の設計・建設、維持管理・運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、施設や設備の性能、維持管理・運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する「公募型プロポーザル方式（随意契約）」により行うものとします。

3. 審査委員会の設置

道は、事業者の選定に際しては、専門的かつ客観的な視点から検討を行うため、道建設部内に「北海道建設部ダム管理用発電事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」を設置し、同委員会により優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、審査委員会は、別に設置する学識経験者による有識者会議の意見を聴取する場合もある。

4. 審査の流れ

事業者の選定は、以下のとおり、参加資格の確認、提案審査の2段階により実施する。

（1）参加資格の確認

本事業に応募しようとする民間事業者（以下「応募者」という。）が、本事業への参加有資格者であることを道建設部建設政策局維持管理防災課（以下、「担当部局」という。）で確認を行う。

（2）提案審査

上記（1）において、本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、本事業に関する提案を受け、審査委員会において、提案内容を総合的に評価する。

5. 優先交渉権者の選定

本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から提出された提案書の内容について、審査委員会が提案審査として本書に基づき評価・得点化を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

提案審査に進んだ応募者が1者であった場合には、当該応募者から提出された提案書等の内容を審査し、別表に定める審査項目ごとに評価を行い、当該応募者を優先交渉権者として選定する。

6. 事業者の決定

（1）優先交渉権者との契約協議

優先交渉権者は、自らの提案内容をもとに契約協議期間内に事業計画書を作成する。

この結果、提案内容と事業計画書の内容が大きく乖離する場合や、契約協議期間中に募集要項第2.6.応募者の参加資格等を満たさなくなった場合など、優先交渉権者との交渉が不調に

終わった場合は、優先交渉権を次点交渉権者に移転する。

なお、提案内容と事業計画書の内容との乖離の原因が、社会情勢の変化などによるものと判断された場合は、この限りではない。

(2) 事業者の決定

(1) の結果を踏まえて、道は優先交渉権者を事業者として決定し、事業契約を締結する。

第2 審査の内容

1. 参加資格の確認

応募者から提出された参加資格確認書類の内容について、募集要項の第 3.3 応募者の参加資格等に規定する参加資格要件を満たしているかを担当部局で確認する。参加資格があると認められた応募者は提案審査に進むことができ、要件を満たしていない場合は、失格とする。

なお、提出された書類に疑義のある場合には、担当部局は応募者に対してその内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

2. 提案審査

応募者から提出された提案書等の内容について、担当部局が基礎審査を行った後、審査委員会が提案内容について審査する。なお、提案内容の審査にあたっては、応募者へのヒアリングを実施することがある。

なお、応募者から提出された提案書の内容に疑義がある場合には、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

また、審査委員会が必要に応じて、別に設置する学識経験者による有識者会議の意見を聴取することがある。

(1) 基礎審査

応募者から提出された提案書について、提案内容が要求水準を充足しているか確認を行う。

提案内容において、以下の 2 点を満たしている場合、要求水準を充足していると判断する。

①事業実施時に要求水準を充足することを確約していること。

②要求水準を充足する妥当な方法・内容の確認できること。

要求水準の充足確認を行うにあたって、応募者から提出された提案書に疑義がある場合には、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、応募者に対して個別質疑を行って確認する場合がある。

(2) 定性審査

応募者から提出された提案書について、別表に示す評価基準に基づき、評価項目ごとに評価を行い、与えられた評価に従い合計 100 点満点で点数化する。委員会の点数は、委員の合議によって決定する。

合計点で最も高い点数を得た応募者を優先交渉権者、次いで高い点数を得た応募者を次点交渉権者として選定する。

合計点が同点の場合は、「事業計画に関する提案（施設整備）」の点数が最も高い応募者を、さらに同点の場合は「事業計画に関する提案（維持管理・運営）」点数が最も高い応募者を選定する。

評価基準

評価項目	点数配分	評価基準 (最大評価点)	配分 配点方法
事業計画に関する提案 (施設整備)	46	①-1 未利用水力エネルギーによる管理用発電設備等の整備を予定するダム数 (27.5)	11ダム×2.5P
		①-2 水力以外の再生可能エネルギーによる管理用発電設備等の整備を予定するダム数 (水力発電を整備するダム) ※ 3ダム以下の整備：各1.0P、4ダム以上の整備：全ダム各2.5P [例：3ダムを整備→3.0P、4ダムを整備→10P]	3以下(1.0P/1ダム) 4以上(2.5P/1ダム)
		(水力発電以外を整備するダム) ※ 但し、設置ダムの管理用電力を賄える水準とした場合を評価対象。	(0.5P/1ダム)
		② 発電設備の自立運転機能 (発電設備の自立運転機能追加) (その他の長期停電対策追加)	11ダム×1.0P (1.0P/1ダム) (0.5P/1ダム)
		③ 未利用水力エネルギーを最大限活用した発電機出力（ゼロカーボン北海道への寄与） (道検討の管理用発電 + 1%～+20%増強まで) (道検討の管理用発電 +21%～+50%増強まで) (道検討の管理用発電 +51%増強以上)	11ダム×0.6P (0.1P/1ダム) (0.3P/1ダム) (0.6P/1ダム)
		④ ②～③の提案内容に対する最大加点 (0.9)	審査委員会等評価
		⑤ 発電された電力の取り扱いと道への対価還元 (管理用電力供給) (電気料金負担)	11ダム×1.0P (1.0P/1ダム) (0.5P/1ダム)
		⑥ 管理用電力供給および当該電気料金以外の道への利益還元 (あり) (なし)	1事業×2.0P (2.0P/事業) (0.0P/事業)
		⑦ 事業期間 (事業契約の締結の翌日から40年以上) (事業契約の締結の翌日から21年以上40年未満)	11ダム×1.0P (1.0P/1ダム) (0.5P/1ダム)
		⑧ 災害発生に備えた防災対策の取り組み (自立電源確保) (資金・技術提供)	11ダム×0.7P (0.7P/1ダム) (0.3P/1ダム)
地域貢献に関する提案	20	⑨ 地域雇用の取り組み (3.3)	11ダム×0.3P
		⑩ 地域イベントや町おこしへの参加 (2.2)	11ダム×0.2P
		⑪ 地域の小中学生に対する自然再生エネルギー学習等の取り組み (1.1)	11ダム×0.1P
		⑫ 環境保全活動の取り組み (2.2)	11ダム×0.2P
		⑬ 地域に実情に即した取り組み (2.2)	11ダム×0.2P
		⑭ ⑧～⑬の提案内容に対する最大加点 (1.3)	審査委員会等評価
		⑮ ダム管理施設既存設備の省エネルギー化（有明ダムを除く） (4.0)	10ダム×0.4P
ダム管理施設への貢献 に関する提案	10	⑯ ネーミングライツ事業への協賛（栗山/矢別/様似/浦河/西岡） (1.0)	5ダム×0.2P
		⑰ 産学連携による水力発電等に係る実証実験への取り組み (2.2)	11ダム×0.2P
		⑱ ダム管理所構内におけるE V充電設備等の整備 (2.2)	11ダム×0.2P
		⑲ ⑮～⑱の提案内容に対する最大加点 (0.6)	審査委員会等評価
	100	(100)	